

- 軽自動車税 地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率を引き上げました。
- ・原動機付自転車および二輪車など（平成 27 年度から引き上げ）

| 種別      | 税率（年額）  |            |         |
|---------|---|------------|---------|
|         | 平成 26 年度まで  | 平成 27 年度から |         |
| 原動機付自転車 | 総排気量 50cc 以下または、定格出力 0.6kw 以下のもの                          | 1,000 円    | 2,000 円 |
|         | 二輪のもので、総排気量 50cc を超え 90cc 以下または定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの | 1,200 円    | 2,000 円 |
|         | 二輪のもので、総排気量 90cc を超えるものまたは定格出力 0.8kw を超えるもの               | 1,600 円    | 2,400 円 |
|         | 三輪以上のもの、総排気量 20cc を超えるものまたは定格出力 0.25kw を超えるもの（ミニカーなど）     | 2,500 円    | 3,700 円 |
| 軽自動車    | 二輪のもので、総排気量 125cc を超え 250cc 以下のもの（側車付きのものを含む）             | 2,400 円    | 3,600 円 |
|         | もっぱら雪上を走行するもの（スノーモビルなど）                                   | 2,400 円    | 3,000 円 |
| 小型自動車特殊 | 農耕作業用のもの（トラクターなど）   | 1,600 円    | 2,000 円 |
|         | その他のもの（フォークリフトなど）   | 4,700 円    | 5,900 円 |
|         | 二輪の小型自動車（総排気量 250cc を超える自動二輪車）                            | 4,000 円    | 6,000 円 |

・軽自動車（三輪以上のもの）

- ①平成 27 年 4 月 1 日以後の新車新規登録車は、平成 28 年度課税分から引き上げとなります。
- ②平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車新規登録から 13 年を超える車両は平成 28 年度課税分から引き上げとなります。

| 種別   | 税率（年額）                                   |                            |   |         |          |          |
|------|--|----------------------------|---|---------|----------|----------|
|      | 平成 27 年度まで<br>平成 27 年 3 月 31 日以前の新車新規登録者 | 平成 28 年度から                 |   |         |          |          |
|      |  | ①平成 27 年 4 月 1 日以後の新車新規登録者 | ②平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日現在に新車新規登録から 13 年を超える車両 |         |          |          |
| 軽自動車 | 三輪のもので、総排気量 660cc 以下のもの                  | 乗用                         | 3,100 円                                       | 3,900 円 | 4,600 円  |          |
|      |  | 貨物                         | 3,100 円                                       | 3,900 円 | 4,600 円  |          |
|      | 四輪以上のもの、総排気量 660cc 以下のもの                 | 乗用                         | 営業用   | 5,500 円 | 6,900 円  | 8,200 円  |
|      |  |                            | 自家用   | 7,200 円 | 10,800 円 | 12,900 円 |
|      |  | 貨物                         | 営業用   | 3,000 円 | 3,800 円  | 4,500 円  |
|      |  |                            | 自家用   | 4,000 円 | 5,000 円  | 6,000 円  |

○法人町民税 地方法人税（仮称）の創設に伴い、法人税割の税率が現行 14.7% から 12.1% に引き下げとなります。（平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

# 町税条例を改正しました

- ・国民健康保険税→賦課限度額の改正
- ・軽自動車税→平成 27 年度以後の新規登録車引き上げ
- ・法人町民税→法人税割の税率を改正

地方税法等の改正に伴い、5 月臨時町議会および 6 月定例町議会において、町税条例を改正しました。改正の主な内容は次のとおりです。

■国民健康保険税

・賦課限度額の改正 後期高齢者支援金分および介護納付金分の賦課限度額の上限を引き上げました。

| 区分                             | 平成 25 年度まで | 平成 26 年度から      |
|--------------------------------|------------|-----------------|
| 基礎分保険税 対象：75 歳未満の方全員           | 510,000 円  | 510,000 円(改正なし) |
| 後期高齢者支援分保険税 対象：75 歳未満の方全員      | 140,000 円  | 160,000 円       |
| 介護納付金分保険税 対象：40 歳以上 65 歳未満の方全員 | 120,000 円  | 140,000 円       |

・軽減の拡充

低所得者に対する保険料軽減措置のうち、均等割・世帯割の 5 割・2 割軽減を拡充しました。

| 軽減割合  | 平成 25 年度まで<br>所得が次の金額以下の世帯                  | 平成 26 年度から<br>所得が次の金額以下の世帯            |
|-------|---|---------------------------------------|
| 7 割軽減 | 所得額合計が 33 万円以下                              | 所得額合計が 33 万円以下(改正なし)                  |
| 5 割軽減 | 所得額合計が 33 万円＋<br>(世帯主以外の被保険者数×24 万 5,000 円) | 所得額合計が 33 万円＋<br>(被保険者数×24 万 5,000 円) |
| 2 割軽減 | 所得額合計が 33 万円＋<br>(世帯主含む被保険者数×35 万円)         | 所得額合計が 33 万円＋<br>(被保険者数×45 万円)        |

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番)

## 東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます

◇義援金総額（平成 23 年 3 月 14 日～平成 26 年 6 月 30 日）  
251 万 3,910 円（町と議員の義援金は含まれていません）  
日本赤十字社は、東日本大震災で被災された方などへの義援金を平成 27 年 3 月 31 日まで募集しています。訓子府町の窓口の町社会福祉協議会でも平成 27 年 3 月 31 日まで義援金をお受けしています。町民の皆さんの変わらぬ継続支援をお願いいたします。

総務課交通防災係(☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番)

## コミュニティ助成事業でカラオケ機器を購入

日出町内会では、(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業によりカラオケ機器一式を整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普

及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、地域活動の推進と円滑な交流活動が行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。

